

## ( 4 ) 券売機

駅や遊園地などでは、乗車券や入場券などの販売に自動券売機を導入している例が多くみられます。これらも障害がある人などに配慮する必要があります。機械によってあらゆることに対応できるわけではないため、できる限り窓口を併設することが望まれます。

### 設置基準

券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とする。 建 2 2

金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。( 図 1 )

点字による表示を行う。

金銭投入口および操作ボタン、取出口等の高さは 110 cm を標準とする。( 図 1 )

金銭投入口は硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。

### 誘導標示

券売機の操作ボタン・行先・料金表等は、点字による標示を併記する。

点字は、はがれにくいものとする。

券売機の横に点字運賃表を設置し、可能な限り大きな文字でその内容を示す等により弱視者の利用に配慮する。

券売機の操作は、タッチパネル式では、視覚障害者が利用できないため、点字標示付きの押しボタンを設ける。

### 形状・寸法

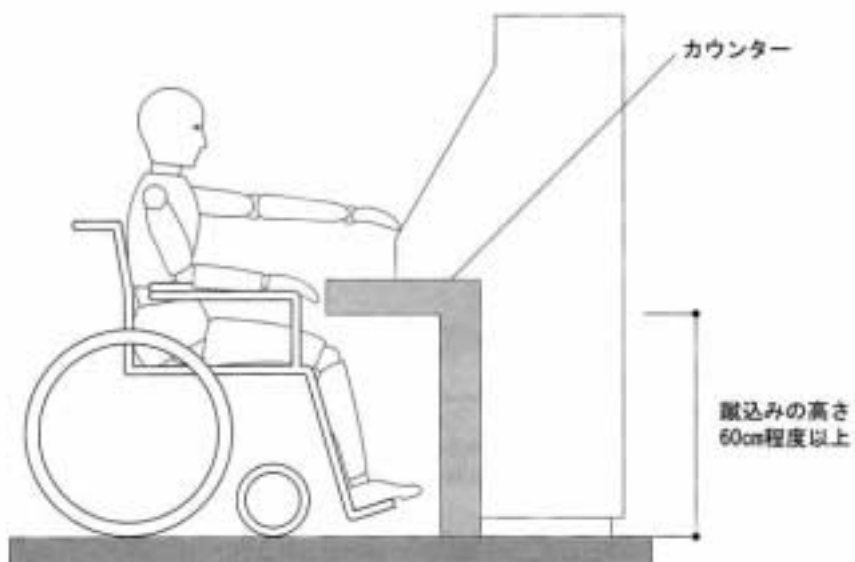
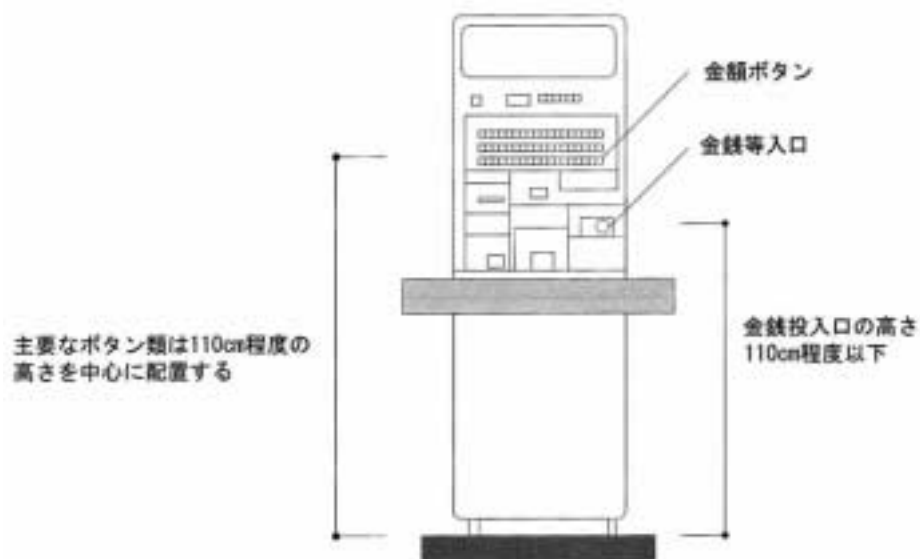
券売機の前面には、車いす利用者が容易に転回できる水平スペースを確保する。

腰壁部分は車いす使用者が近づきやすいように、カウンター下部に高さ 60cm 程度以上の蹴込みを設ける。( 図 1 )

車いす使用者や子供など、それぞれの利用者の視線角度を考慮した操作ボタンとする。

条例による整備基準  
さらに望ましい基準  
(ハートビル法による誘導的基準)  
さらに望ましい基準  
(ハートビル法に規定されていないもの)  
その他の配慮事項

図1 券売機の設置例



車いす使用者が容易に接近しやすいよう  
カウンター下部に蹴込みを設ける



## (5) コンセント・スイッチ等

自力で操作する必要があるスイッチなどは、障害がある人などにも配慮が必要です。小型で標示のわかりにくいスイッチは、手先の機能が低下している人や目が不自由な人には使用しにくいものです。また、高齢者や車いす使用者の場合は、操作できる位置にも配慮する必要があります。

### 形状・寸法

自力で操作する必要があるコンセント・スイッチ等は、高齢者、障害者等がわかりやすく、手の届く位置に設置する。(図1) スwitchボタンは大型で操作の容易なものとする。(図2)

スイッチの高さは、110 cm程度(ベッド周辺においては80~90 cm程度)とする。(図1)

コンセントの高さは、40 cm程度とする。(図1)

同一の建築物内では、同一の用途のスイッチ類は統一した設置高さ、設置位置、デザインとする。

### 標示

視覚障害者にとっては、スイッチやボタンなどの用途が判別困難な場合があり、必要に応じて点字標示を併記したり、色彩の対比を明確にする等の配慮をする。



使用用途がわかりやすく、操作の容易なスイッチの例

条例による整備基準  
さらに望ましい基準  
(ハートビル法による誘導的基準)  
さらに望ましい基準  
(ハートビル法に規定されていないもの)  
その他の配慮事項

図1 コンセント・スイッチの高さ

● コンセント、スイッチの高さの例

40～110cm程度の範囲内に納める。  
立位使用者も考慮した高さとする。鍵は上下2ヶ所に設ける等工夫する。

インターホン  
スイッチ・押しボタン  
引張りスイッチ  
ベッド周辺  
コンセント  
電話・アンテナ

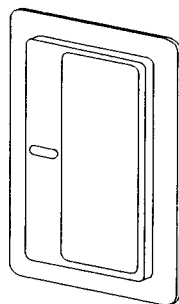
110cm程度  
60～90cm程度  
40cm程度

コードは、引っかからないよう配慮する。

40 cmの高さにコンセントを設置した例

図2 大型スイッチの例

・タンブラスイッチ



スイッチの位置の分りやすい  
パイロットスイッチ付

・プッシュスイッチ



## ( 6 ) その他 ( ベンチ・水飲み器・家具等 )

高齢者や妊産婦など疲れやすい人にとっては、座って休憩する場所が適度に設けられていることが、外出しやすい環境をつくることとなります。公園や待合室だけでなく、通路やホールなどにもベンチや水飲み器の設置が望まれます。また、ポストや、飲食店のテーブル、スーパーのレジなど、障害をもつ人などに配慮しなければならない部分が数多くあります。

### ベンチ等

病院・診療所等、公会堂・集会所、図書館・博物館等、購買施設等、体育館等、展示場または官公庁舎等で用途面積が、2,000㎡を越える特定施設にあっては、高齢者、障害者等が休憩できるベンチ等の設備を設ける。

建25

必要に応じ休憩用のベンチを設ける。ベンチを設置するときは、車いす使用者も並んで休憩等ができる水平なスペースを設ける。一般用のベンチは、ゆっくりとくつろげるよう座板の奥行きに配慮し、背板や肘掛けを設ける。

### 水飲み器等

車いす使用者が利用できるよう、下部には車いすのキャスターやひざが入る空間を確保する。(図2)

杖を立てかける場所や、手荷物等の置き場所に配慮する。

飲み口は上向きで車いす使用者が利用しやすい位置とする。

給水栓は使いやすいボタン式やレバー式とし、手の不自由な人の利用も考え、足踏み式を併設する。

吸水量の調節できるものとする。

車いす使用者が近接でき容易に利用できるよう、十分なスペースを確保する。

### テーブル等

会議室や事務室、飲食店等で車いす使用者が利用できるように、机やテーブルの高さ、通路幅や机下部空間の確保等に配慮する。(図1)



車いす使用者に配慮した水飲み器設置例

### レジ等

百貨店やスーパーマーケット等では、レジや売り場の通路幅の確保、売り場と通路との段差の解消、レジカウンターの高さ等に配慮する。

### 駐輪場

自転車やバイクが通路等にあふれないよう、施設には十分な駐輪スペースを確保する。

### ポスト

ポストは車いす使用者でも利用できるような安全な場所に設置し、水平スペースの確保や段差の解消等に配慮する。

### 車いすの常備

施設内には車いすの乗り換えや、緊急時の対応等のために、施設利用者がいつでも使用できるように車いすを常備する。

### 自動販売機

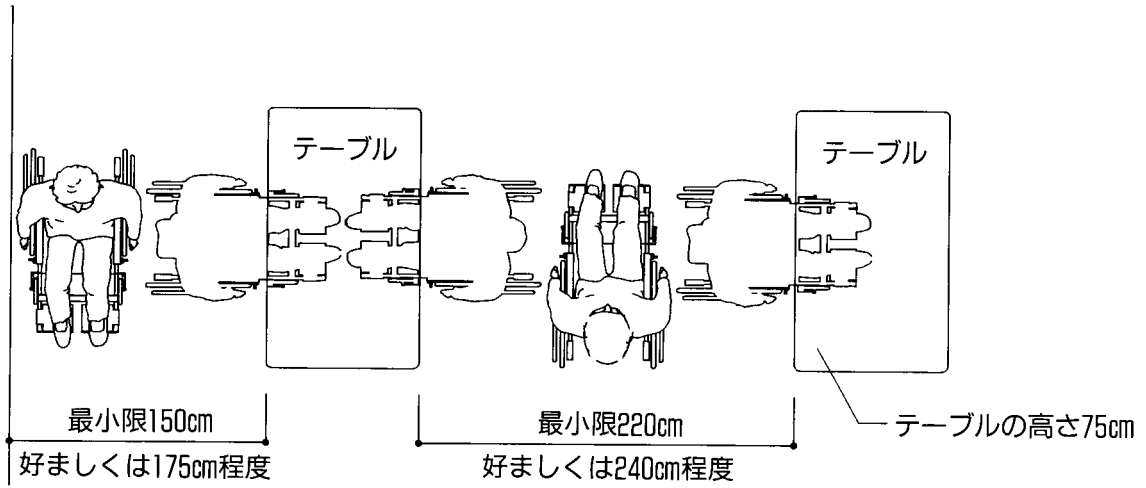
必要に応じて金銭投入口・操作ボタン・取出し口などの高さに配慮した障害者等が容易に利用できる自動販売機を設置する。(図3)



車いす優先レジ例

条例による整備基準  
さらに望ましい基準  
(ハートビル法による誘導的基準)  
さらに望ましい基準  
(ハートビル法に規定されていないもの)  
その他の配慮事項

図1 テーブル間の有効幅



(各寸法は有効幅とする)

図2 水飲み器の例

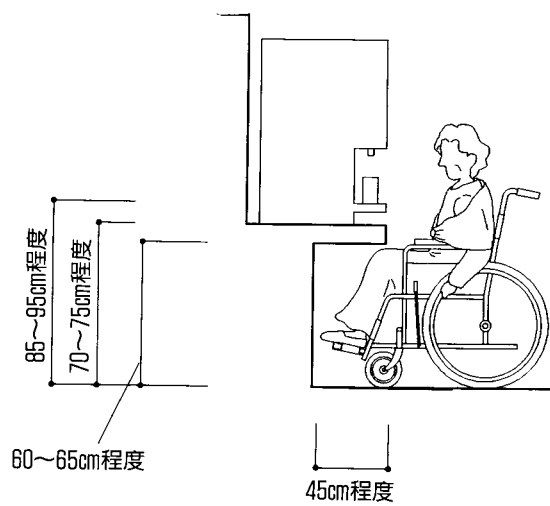


図3 障害者などに配慮した自動販売機の例

